

## 高畠町立図書館ボランティア活動実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、ボランティア活動を生涯学習の重要な活動と位置づけ、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第8号に規定する活動の機会を提供するとともに、未来を担う子どもの豊かな読書環境及び地域における社会的読書環境を整備し、町民に親しまれる高畠町立図書館（以下「図書館」という。）づくりを目的として、図書館におけるボランティア活動について必要な事項を定めるものとする。

### (名 称)

第2条 図書館ボランティアとして登録した個人を高畠町立図書館ボランティア（以下「ボランティア」という。）と称する。

### (活動内容)

第3条 ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 書架整理、図書資料の返却
- (2) その他高畠町立図書館長（以下「館長」という。）が必要と認める活動

### (対象者)

第4条 ボランティアとして活動できる者は、次のとおりとする。

- (1) 高畠町社会教育施設の組織及び運営に関する規則（昭和58年4月14日教育委員会規則第1号）第29条に規定する利用者カードの交付を受けた者のうち、前条に規定する活動を希望する者

### (ボランティアの責務)

第5条 ボランティアは、活動を行うにあたり、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 図書館職員と密接な協議のもと、公平かつ平等な利用者サービスに努めること。
- (2) ボランティア活動中において知り得た個人情報等を漏らさないこと。活動を退いた後も同様とする。
- (3) ボランティア活動にあたり、公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしないこと。
- (4) ボランティア活動中に、政治活動、宗教活動、営利活動、風評の流布等を行わないこと。

### (登 録)

第6条 第3条に定めるボランティア活動を希望するものは、「高畠町立図書館ボランティア申込書（様式第1号）」を館長に提出するものとする。

2 前項の申込みを登録する際には、本人が館長との面談を行うものとする。

3 ボランティアの募集は随時行い、登録期間は無期限とする。ただし、1年以上活動の

実績がない場合は、第8条の規定にかかわらず登録を抹消するものとする。

（登録内容の変更）

第7条 ボランティアは、前条の登録内容に変更があった場合は、「高畠町立図書館ボランティア登録事項変更届（様式第3号）」により、速やかに館長へ届け出るものとする。

（登録の抹消）

第8条 館長は、ボランティアが登録の辞退を申し出たとき又は第5条に規定するボランティアの責務を遵守できないと認められる場合は、登録を抹消するものとする。

（研修等）

第9条 館長は、ボランティアに対し、図書館運営の基本的な考え方や利用者サービスに必要な技能習得などの研修を実施する。

2 ボランティアは、前項の研修に積極的に参加するものとする。

（報酬等）

第10条 ボランティア活動に対しての報酬及び交通費の支給は行わないものとする。

（名札の着用）

第11条 ボランティア活動を行う際には、ボランティアであることを示す名札を着用しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。